


所管部課	子ども生活部子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名	東大和市緊急一時保育実施要綱の一部を改正する				
	訓令について	区分	1 審議事項	○	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども・子育て支援新制度の施行により、東大和市保育料徴収規則が平成27年3月31日付で全部改正された。</p> <p>東大和市緊急一時保育実施要綱中、費用負担については東大和市保育料徴収規則に基づき決定しているため、東大和市緊急一時保育実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容 第12条 東大和市保育料徴収規則（平成4年規則第5号）を東大和市保育料徴収規則（平成27年規則第25号）に改める。</p> <p>(2) 施行日 決裁日施行とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 実質的な影響はない。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。